

## 『学習社会研究』編集規程

2010年5月15日 「学習社会研究」編集委員会決定  
2011年8月2日 「学習社会研究」編集委員会一部改正  
2019年4月20日 「学習社会研究」編集委員会一部改正

1. 特別論文集「学習社会研究」は、日本学習社会学会の機関誌として、原則、隔年で発行する。
2. 本「学習社会研究」は、原則として学習社会に関する未公開の論文等を掲載する。論文は、特集論文と投稿論文からなり、いずれも「投稿等要領」に従って作成されたものとする。
3. 本「学習社会研究」の編集にあたる編集委員会を置く。
  - (1) 編集委員長は理事の中から会長が委嘱する。
  - (2) 編集委員は理事会の承認を得て会員の中から編集委員長が委嘱する。
  - (3) 編集幹事は会員の中から編集委員長が委嘱する。
  - (4) 編集委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
4. 編集委員長は、委員会会務をつかさどる。
5. 編集委員会は、投稿された原稿を査読者の審査に基づき、審議の上、掲載論文を決定する。査読者については、必要に応じて、編集委員会委員以外の会員等にも依頼することができる。
6. 掲載が決定された論文については原稿の電子ファイルの提出を投稿者に求めることとする。
7. 投稿者等による校正は初校のみとし、その際、大幅な修正を認めないものとする。
8. 原稿の最終校正は編集委員会の責任において行う。
9. 投稿された原稿は掲載の有無を問わず返却しない。

## 『学習社会研究』投稿等要領

2010年5月15日 「学習社会研究」編集委員会決定

2011年8月2日 「学習社会研究」編集委員会一部改正

2020年8月22日 「学習社会研究」編集委員会一部改正

1. 投稿論文等は、学習社会に関する未公開の論文とする。ただし、口頭発表はこの限りでない。
2. 応募資格は以下のいずれの事項にも該当するものとする。ただし、特集論文はこの限りではない。
  - (1) 日本学習社会学会会員で、投稿締め切り日が属する年度までの会費を完納したものの。なお、掲載が決定されたときは、校正時までには当該年度の会費及び掲載料 3 万円を納入するものとする。
  - (2) 刊行年度の前々年度の大会時から当該年度までの間に大会（自由研究発表）または研究会で発表したもの。
3. 投稿論文原稿は日本語とする。
4. 原稿の様式は、以下のとおりとする。
  - (1) 1 編について、12,000 字～14,000字（400 字換算で30枚～35枚以内）とする。この場合、図表・写真等を適切に文字換算して、規程文字数に含めるものとする。
  - (2) 原則として、Word または一太郎で作成したデータファイルを提出する。
  - (3) 書式は、A4 判、40 行×40 字とする。
  - (4) 論文には必ずページ番号を記しておく。
  - (5) 引用文献・参考文献は、論文の最後にまとめて記載する。
5. 投稿論文には、氏名、所属等を書き入れず、本文にもそれらが判明する書き方、（たとえば、引用文献に「拙著」「拙稿」等を記すこと）をしない。
6. 投稿論文とは別に、論文タイトル（英文タイトルも付す）、執筆者名、所属名、連絡先、論文のキーワード 5 語程度を記したファイルを添付するものとする。